



福島医発第 1972 号（総）

平成 20 年 12 月 19 日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会 長 横 倉 義 武
(公印省略)

金融庁ホームページの「公益法人が行う保険（共済）
事業について」掲載について

標記の件について、日本医師会より別添のとおり通知がまいりましたのでお知らせいたします。

本通知は、平成 20 年 12 月 1 日より公益法人制度改革法が施行されるのに伴い、今般、金融庁のホームページに、公益法人が行う共済・互助事業に係る情報が掲載されていることをご案内するものです。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了解いただきますようお願い申し上げます。

金融庁ホームページ

URL= <http://www.fsa.go.jp/news/20/hoken/20081201-5.html>

年税 第44号
平成20年12月10日

都道府県医師会
福祉担当理事 殿

日 本 医 師
常任理事 今村



金融庁ホームページの「公益法人が行う保険（共済）事業について」
掲載について

今般、金融庁のホームページに、別添の通り、公益法人が行う共済・互助事業に係る情報が掲載されましたので、ご案内申し上げます。

(URL= <http://www.fsa.go.jp/news/20/hoken/20081201-5.html>)

12月1日より公益法人制度改革法が施行されるのに伴い、現在、公益法人が行っている共済・互助事業については、新法人への移行により、公益性の認定の有無にかかわらず、保険業法の規制対象となります。

つきましては、貴会管下医師会始め関係各所へのご周知の程宜しくお願い申し上げます。

なお、個別のケースに係るご質問は、各地区の財務局等で受け付けております。

以上

日本医師会事務局
年金・税制課
(03)-3946-2121



公益法人が行う保険(共済)事業について ～保険業法との関係～

平成20年12月1日

平成20年12月1日より、民による公益の増進を目指した公益法人制度改革法が施行されます。その施行に伴い、現在、公益法人が行っている保険(共済)事業については、新法人への移行により、公益性の認定の有無にかかわらず従来の主務官庁による監督がなくなることから、保険業法の規制対象となります。これに関して、公益法人の今後の対応について、そのポイントをまとめました。

○ 公益法人の今後の対応

(1) 保険(共済)事業を継続する場合

引き続き、新規の保険(共済)契約の引受けを行う場合には、少額短期保険業者(Q7)、保険会社又は制度共済(生協、事業協同組合など)へ移行するなどの対応が考えられます。

(2) 保険(共済)事業を継続しない場合

新法人への移行登記までに少額短期保険業の登録等を行っていない場合は、登記以降は新規の保険(共済)契約の引受け(契約期間が満了した保険(共済)契約の更新等を含む。)は法令上禁止されます。

ただし、この場合においても、既存の保険(共済)契約について新法人は、登記後1年間は分割払いの掛け金(保険料)の受取りや保険金支払いなどの管理業務を行うことが可能です。各法人には、この期間内に、保有している保険(共済)契約の移転などの対応が求められます。

※ 以下の資料もご参照ください。

(資料1)  [公益法人が行う保険\(共済\)事業と保険業法の関係について\(PDF:62K\)](#)

(資料2)  [保険\(共済\)事業を行う公益法人の移行について\(PDF:65K\)](#)

○ よくある質問

以下、公益法人(民法第34条の規定により設立された財団法人・社団法人)が行う保険(共済)事業と保険業法の関係について、よくある質問をQ&A形式でまとめました。個別のケースなど、ご不明の点は最寄りの財務局等にお問い合わせ下さい(Q13)。

Q1 公益法人(財団法人・社団法人)の保険(共済)事業は、今後どのようなになりますか。

A1 現在、公益法人が行っている保険(共済)事業については、その法人が新法人への移行登記をするまでの間は、それぞれの主務官庁の監督の下で引き続き現在と同様に行うことが可能となっています。

保険(共済)事業を行っている公益法人が新法人として登記する時期、その後の保険(共済)事業をどうするかについては、各法人ごとに対応が異なります。(ご契約者の方は、契約先の公益法人にお問い合わせください。)

Q2 公益法人の行っている保険(共済)事業は、どのような保険(共済)事業であっても、保険業法の規制対象となるのですか。

A2 すべての保険(共済)事業ではなく、保険業法上の「保険業」に該当する場合は、保険業法の規制対象となります。「保険業」に該当するかどうかの判断基準としては、人の生死に関し一定額の保険金を支払うことを約し保険料を収受する保険(生命保険)、一定の偶発の事故によって生ずることのある損害を填補することを約し保険料を収受する保険(損害保険)などを行う事業であれば「保険業」に該当します。ただし、他の法律に特別の規定のあるもの(生協、農

協、事業協同組合など)や一の会社がその従業員を相手方とするものなどについては、保険業法は適用されません。

いずれにしても、保険業に該当するかどうかについては、保険(共済)契約の内容・形式によって個別に判断されるものであるため、保険業に該当する可能性がある場合には、最寄りの財務局等に前広に相談いただくようお願いします。

(資料3)  改正保険業法の適用除外(PDF:51K)

Q3 一定の人的・社会的関係に基づく数万円程度の慶弔見舞金などは、「保険」に該当しないと考えて差し支えありませんか。

A3 一定の人的・社会的関係に基づき、慶弔見舞金等の給付を行なうことが社会慣行として広く一般に認められているもので、社会通念上その給付金額が妥当なものは保険業には含まれません(少額短期保険業者向けの監督指針Ⅲ-1-1(1)(参考)(注1))。

「社会通念上妥当な給付金額」については、現在、他の法令における取扱い等も踏まえ、10万円を超えない金額として運用しています。

Q4 公益法人が行っている年金事業も、保険業法の規制の対象になりますか。

A4 加入者から保険料を徴収した上で、人の生死に関し一定額の保険金を支払うことを約している場合、保険業法の規制の対象となると考えられます。

契約内容などを個別に確認のうえ判断することになりますので、最寄りの財務局等にお問合せ下さい。

Q5 新法人への移行登記後には従来の主務官庁による監督がなくなることから保険業法の規制対象となりますが、登記を行う前の公益法人に適用されている保険業法の規制はあるのですか。

A5 平成18年4月1日からは、それぞれの主務官庁の監督の下、保険募集の際の重要事項説明義務等の保険募集に関する規制(保険業法第283条、第300条第1項第1号から第3号まで)が公益法人にも適用されています。(平成17年改正保険業法附則第5条第3項による。)

Q6 保険(共済)事業を行う公益法人が新法人へ移行する期限と、その際の保険(共済)事業との関係を教えてください。

A6 公益法人の新法人への移行期限は平成25年11月末日までとなっています。

そこで、平成18年4月1日の時点で、保険(共済)事業を行っている公益法人は、新法人への移行登記までに、保険会社の免許の取得、少額短期保険業の登録又は制度共済への移行をしなければ、当該保険(共済)事業を継続することができません。

Q7 少額短期保険業とはどのようなものですか。

A7 平成18年より導入された制度で、保険業法上の保険業のうち、一定事業規模の範囲内において、少額かつ短期の保険の引受けのみを行う事業をいいます。詳細は「少額短期保険業制度について～移行期間終了に伴う注意点など～」をご覧ください。

(資料4)  根拠法のない共済の契約者保護ルールの導入(PDF:79K)

Q8 少額短期保険業の登録手続はどのようなものですか。

A8 保険業法に規定されている登録申請書及びその添付書類を、管轄の財務局長等に提出していただきます。申請書類は、当庁ウェブサイトからも入手可能です。

登録にあたっては、定款、事業方法書、普通保険約款、保険料及び責任準備金の算出方法書などを提出いただき保険契約者保護の観点から内容の確認をさせていただきます。

Q9 公益法人が少額短期保険業の登録をする場合、まず何をすればよいですか。

A9 まず、最寄りの財務局等にご相談ください。

各公益法人の状況に即したアドバイスをいたします。なお、新法人への移行登記予定日までの時間的な余裕を十分とって、ご相談いただくことをお勧めします。

Q10 保険会社、少額短期保険業者又は制度共済へ移行するなどの対応をしていない公益法人においても、新法人への移行登記をした日から1年間は、登記をする以前に引き受けた保険契約について、保険金支払いなどの管理業務を行うことができるとされていますが、具体的にはどのような手続が必要ですか。

A10 新法人への移行登記をする以前に引き受けた保険契約に係る業務及び財産の管理を行う新法人は、登記をした日以後遅滞なく特定保険業者の届出をしなければなりません。また、特定保険業を廃止したときは、特定保険業の廃業届出をする必要があります。

なお、登記をする以前に引き受けた保険契約に係る業務及び財産の管理は、原則、登記をした日から1年間しか認められませんので、長期の保険契約を保有している公益法人は、登記の時期を勘案した募集を行う必要があります。

Q11 新法人への移行登記完了時点において保有契約がない場合でも、特定保険業者の届出は必要ですか。

A11 保険期間が満了して、保有契約がなくなった場合で、今後も保険事業を行う予定がない場合は、特定保険業者の届出は不要です。

Q12 Q8の少額短期保険業の登録等やQ10の特定保険業者の届出を行わず、新規の保険(共済)契約の引受けや既存契約に係る業務及び財産の管理を行った場合、どのようになるのですか。

A12 無登録等で保険業を行っていると考えられ、保険業法上の罰則規定の対象となる場合があります。このような状況を確認した場合、当局としては、まずその是正を求めることになると考えられます(少額短期保険業者向けの監督指針Ⅲ-1-1)。

Q13 公益法人が行っている保険(共済)事業について相談したいのですが、どこに問い合わせればよいですか。

A13 特定保険業者の届出、少額短期保険業の登録等については、各財務局等において行うこととなっていますので、最寄りの財務局等にお問い合わせください。また、保険業の免許については、金融庁にお問い合わせください。

【お問い合わせ先】

- | | |
|---------------------------|----------------------------|
| ● 金融庁 : 03-3506-6000 | ● 北海道財務局 ☎ : 011-709-2311 |
| ● 東北財務局 ☎ : 022-263-1111 | ● 関東財務局 ☎ : 048-600-1288 |
| ● 北陸財務局 ☎ : 076-292-7855 | ● 東海財務局 ☎ : 052-951-2494 |
| ● 近畿財務局 ☎ : 06-6949-6371 | ● 中国財務局 ☎ : 082-221-9221 |
| ● 四国財務局 ☎ : 087-831-2131 | ● 九州財務局 ☎ : 096-353-6351 |
| ● 福岡財務支局 ☎ : 092-411-7281 | ● 沖縄総合事務局 ☎ : 098-866-0095 |

また、社団法人生命保険協会、社団法人日本損害保険協会及び特定非営利活動法人日本少額短期保険協会においては、保険会社や少額短期保険業者への移行を目指す団体等に対して、以下の施策を実施しておりますので、必要に応じ、下記までご相談ください。

① 保険会社等への移行を目指す団体等に対する情報提供

● 生命保険会社
(社)生命保険協会 総務部組織人事グループ
03-3286-2612(受付時間:土・日曜、祝日を除く9時～17時)

● 損害保険会社
(社)日本損害保険協会 総合企画部企画グループ
03-3255-1825(受付時間:土・日曜、祝日を除く9時～17時)

● 少額短期保険業者
特定非営利活動法人 日本少額短期保険協会 事務局
03-6222-4422(受付時間:土・日曜、祝日を除く9時～17時)

② 少額短期保険業者への移行を目指す団体等に対する保険数理に関する無料相談
(規定のフォームに必要事項を記載の上、電子メールにて送信)

(社)生命保険協会 企画部
メールアドレス: consult@seiho.or.jp

(社)日本損害保険協会 総合企画部企画グループ
メールアドレス: uketuke@sonpo.or.jp

③ 保険商品のご案内

(社)生命保険協会 生命保険相談室
03-3286-2648(受付時間:土・日曜、祝日を除く9時～17時)
(財)生命保険文化センター
03-5220-8520(受付時間:土・日曜、祝日を除く9時30分～16時)

(社)日本損害保険協会 そんがいほけん相談室
フリーダイヤル:0120-107808
携帯電話、PHS:03-3255-1306
受付時間:土・日曜、祝日を除く9時～18時

公益法人が行う保険(共済)事業と保険業法の関係について

《 金融庁 》

保険(共済)事業を行っている公益法人は、新法人への移行登記(移行期間：平成20年12月1日～平成25年11月30日)と同時に、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人及び公益財団法人いずれも保険業法の規制対象となります。

※ 新法人への移行登記までは、現行と同じ取扱いのままです。

平成18年4月1日時点から現在まで共済事業を行っている公益法人においては、新法人への移行登記まで(平成25年まで)に、下記のように、保険業法に則した対応をお願いします。

(1) 共済事業契約による保障内容を継続する場合には、新法人への移行登記に併せ、以下の対応が考えられます。

- ① 新法人(一般社団法人など)を少額短期保険業者(*)に登録し、共済事業契約を継続する。
- ② 既存の保険会社や、新しく設立する保険会社に対して、共済事業を譲渡して継続する。
- ③ 既存の制度共済(生協・事業協同組合など)や、新しく設立する制度共済に対して、共済事業を譲渡して継続する。
- ④ 給付金額を、慶弔見舞金として社会通念上妥当な金額の範囲内に変更して継続する。
- ⑤ 保険会社との間で、当該共済事業に類似した内容の団体保険を締結して、実質的に継続する。

* 少額で短期の保険のみの引受けを行う少額短期保険業制度を新しく設けました。

○ 保険契約の上限額	： 死亡保険	300万円	○ 保険期間の上限	： 死亡保険・医療保険	1年
	医療保険	80万円		損害保険	2年
	損害保険	1,000万円	等	○ 最低資本金	： 1,000万円

(注) 一般社団法人・一般財団法人・公益社団法人・公益財団法人いずれも、当該法人形態のままで、少額短期保険業者の登録が可能です。

(2) 共済事業契約を新規に契約せずに保険金の支払い等のみを継続して行う場合で、新法人への移行登記までに共済事業契約のすべての契約が終了する場合には、特段の対応は要りません。

ただし、新法人への移行登記後においても共済事業契約が残存する場合には、新法人への移行登記後1年以内に、他の保険会社に共済事業契約を包括移転して継続するなどの対応が必要になります。

保険(共済)事業を行う公益法人の移行について

18年度 19年度 20年度 21年度 22年度 23年度 24年度 25年度 26年度

主務官庁が民法の関連規定に基づき監督
(平成18年4月より、保険業法上の規制の
一部のみが適用)

公益法人改革の施行(平成20年12月1日)。
施行後5年間は、現行と同様の取扱い(平成25年
11月末まで)

新法人への移行登記後は、
保険業法の規制の対象

社団法人等

特例社団法人等

公益社団法人等の認定
一般社団法人等の認可

新法人への移行登記

＜例＞少額短期保険業の登録申請を行う場合等

(注1)平成24年4月に新法人への移行登記を行う場合
を示しています(公益法人の移行期限は平成25年
11月末日まで)。

(注2)保険(共済)事業を継続する場合の対応は少額
短期保険業の登録だけではありません。詳細につ
いては、資料1「公益法人が行う保険(共済)事業
と保険業法の関係について」をご覧ください。

①新法人への移行登記までに登録が完了

引き続き新規契約の引受が可能です。

②新法人への移行登記後に登録が完了

(登録)

新法人への移行登記前に登録申請を行っても、
登録完了までは新規契約の引受はできません。

③登録申請を行わない

新規契約の引受はできません。

※



: 新規契約の引受ができる

: 新規契約の引受ができない

(新法人への移行登記後1年間、業務及び財産の管理のみ可能。ただし、特定保険業者の届出が必要。)

■(参考)医師会共済(1,000名超)の保険業法対応の主な選択肢

未定稿

2008年12月1日版
日本医師会 年金・税制課

大項目	方策	具体的な対応		課題・問題点	実現可能性
存続	医師会で 存続	A	保険会社 等	共済事業を実施する根拠となる法律等の整備(新法の成立・法改正等)が必要であり、各種規制を受けることになる。	×
		B	少額短期保険業者	県医師会が少額短期保険業者となっても、保険業法により保険会社並の各種規制を受ける(資本金1千万円以上、損害保険2年、生命保険1年の商品制限、保険数理人の常置等による固定費増、金融庁への報告義務等)。	×
	他へ譲渡 (移転)	C	事業会社 (関連代理店等)に譲渡	事業会社が保険会社あるいは少額短期保険業者にならなければならず、保険業法により保険会社並の規制を受ける。 譲渡益課税の問題(資産の劣化)の懸念もある。	×
		D	保険会社への包括移転	共済の内容と保険商品の内容が異なり、包括的な移転は困難。	×
	給付水準の 見直し	E	給付水準を社会通念上 妥当な金額にする	共済会・互助会等の支払う金銭を、団体内の慶弔見舞金として社会通念上妥当な金額の範囲内におさめ、「保険業」にあたらないようにする(金融庁パブコメに沿う)。(※年間総額10万円以内とされている)個々のケースにより判断されるので、各医師会が地域の金融庁の出先機関に照会要。 医師会が公益認定法人に移行する場合、従前の公益法人時代の積立金等が医師会財産と認められる場合、遊休財産として取り扱われる可能性があり、各医師会で確認が必要。	○
廃止 & 新制度	代替制度に移行	F	類似保険商品への移行	一度共済を解散しなければならない。 保険で現行の共済と同様の内容で引き受けることは困難であるため、保険会社の新商品では、内容・掛け金等の見直しが不可避。	○
廃止	廃止	G	共済を廃止し、 代替制度を設けない	保険業法上の課題はない。 公益認定法人への移行後は新規加入はできないが、過去の契約の業務および財産の管理は原則、移行登記後最長1年間は可能。 したがって、遅くとも移行後1年以内には完全に廃止する必要がある。	○

※ 上記の選択肢はあくまで例示であり、各医師会の対応の選択肢を上記に絞る意図のものではありません。